

令和6年第4回教育委員会議事録

令和6年2月28日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年2月28日(水) 午後2時30分～午後2時54分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 白石 高士 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 佐藤 正明
学校整備担当部長 教育人事企画課長

庶務課長 渡邊 秀則 学務課長 松下 美穂子
学校ICT担当課長

学校支援課長 木下 宏純 学校整備課長 青木 誠

済美教育センター 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之
所 長 統括指導主事

済美教育センター 保土澤 尚教 済美教育センター 鈴木 壮平
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 岩田 晃司

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 1名

会議に付した事件

(議案)

- 議案第13号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
- 議案第14号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
- 議案第15号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

(報告事項)

- (1) 校内別室学級の設置について

目次

議案

- 議案第13号 杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正
する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 議案第14号 杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改
正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 議案第15号 杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則・・・・ 4

報告事項

- (1) 校内別室学級の設置について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

教育長 それでは、ただいまから令和6年第4回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。本日は前田委員から欠席の旨の連絡を受けておりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、本日の会議について事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員とのご指名がございました。よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が3件、報告事項1件を予定しております。以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図るものとして関連がございます。次に申し上げます3議案を一括して上程いたします。

日程第1、議案第13号「杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第14号「杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則」、日程第3、議案第15号「杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則」、以上3議案について私からご説明を申し上げます。

杉並区立学校施設整備計画に基づきまして、地域に開かれた学校となるように、学校施設の改築及び長寿命化改修に取り組むとともに、身近な学校が豊かな学びや文化等に親しめる学びのプラットフォームとなるよう、学校施設の有効活用について現在検討しているところでございます。

今後の学校施設におきましては、改築及び長寿命化改修と有効活用を一体的に進めていく必要がございますので、学校整備担当部長の名称を学校整備・支援担当部長に変更し、担当事務に学校支援課が所掌する事務を加えることといたしました。

このことに併せまして、学校整備課と学校支援課の組織機構の順序を変更いたします。加えまして、令和7年度に区立学校に庶務事務システムを導入し、学校職員の人事情報を一元管理、更には休暇等の処理を電子化するほか、令和7年度の試行実施に向けて担当係長を置き、学校給食等の公会計化を検討することといたしました。また、済美教育センターにおきましては担当係長を置き、学びの多様化学校の設置に係る検討

等を行うことといたしました。

これらの組織機構改正に伴いまして、所要の規定の整備を図る必要があるため規則を改正するものでございます。

はじめに、議案第13号、「事務局処務規則」につきまして、ご説明を申し上げます。資料をご覧ください。新旧対照表が添付されております。2ページ目の上の方をご覧くださいいただけます。

第5条、教育人事企画課のところに教育人事係の分掌事務がございます。ここに「区立学校における庶務事務システムの運用及び管理に関すること」を追加してございます。

次に、このページの中ほどでございますが、学務課に新たに「公会計化準備担当係長」を置き、分掌事務として、「学校給食費等の公会計化に係る検討及び調整に関すること」を定めてございます。

最後に、4ページの表をご覧ください。別表第1におきまして、学校整備担当部長の名称を「学校整備・支援担当部長」に改め、担当事務として「学校整備課及び学校支援課が所掌する事務」を定めてございます。このほか組織及び分掌事務に係る規定につきまして、学校支援課及び学校整備課の順序を入れ替えております。

次に、議案第14号、「済美教育センター処務規則」につきまして、ご説明を申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表、上の方をご覧ください。

教育相談担当係長につきましては、分掌事務は現行のまま、係の名称を「教育相談係」に改めております。また、新たに「学びの多様化学校設置準備担当係長」を加えまして、分掌事務として、「学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関すること」を定めてございます。このほか、第5条の職責の規定におきましては必要な規定を整備してございます。

続きまして、議案第15号になります。「教育財産管理規則」につきまして、ご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第2条、定義の規定でございます。学校整備担当部長を「学校整備・支援担当部長」に改めてございます。

最後に、施行期日でございます。いずれの議案につきましても令和6年4月1日としてございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして何かご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

對馬委員 13号に出てくる公会計化準備担当係長というのは初めて聞く言葉なのですが、どんなお仕事の内容なのか教えていただけますか。

学務課長 学校徴収金の公会計化ということで給食費の無償化に伴って会計の透明性の確保をといったご意見も議会等でたくさん頂いていたのですけれども、そのほかにも学校徴収金ということで、学校で保護者から徴収しているお金について公会計化をして、学校の業務の効率化ですとか保護者の負担軽減といったこともやっていきたいと考えているところです。

これについてシステムを導入しまして、教育委員会で一括処理を行いたいと考えているのですけれども、これについての準備をする担当の係長を設置するというところでございます。

庶務課長 ほかに、いかがでしょうか。

久保田委員 今回一括してご提案されていることにつきまして、やはり学校現場支援という観点から妥当なことであると思っております。やはり学校現場の体制も変わっていく中で、それに伴い、行政側からの支援の体制、これは組織とか、あるいは分掌事務等の整理、あるいは効率化を図っていくという点で、今回の規則改正というのは本当に大事なところだなと改めて思いました。これからもどうぞよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかに、いかがでしょうか。

伊井委員 いろいろとご配慮いただいて、ありがたいなと思っております。そうしますと、学校整備・支援担当というところは、学校支援課と学校整備課のお仕事はそれぞれありながらも、部長さんのところが、お仕事が変わるということで、これまでご担当されていたお仕事内容に変更があるということではないのでしょうか。

庶務課長 現行の学校支援課の部分については、教育委員会事務局次長が所管をしていくと。学校整備の方は、これまで単独で学校整備担当部長がいたのですが、いわゆるハードとソフトというような関係があるものですから、ハードとソフトを一括して担当し、そこをしっかりと支えていくという考えで担当部長を改めて設けています。課そのもの

の仕事はそのままに、所掌する担当部長が今度作られるというものでございます。

伊井委員 よく分かりました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

庶務課長 ほかには、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第13号から15号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 それでは、異議がございませんので、議案第13号から第15号までにつきましては原案のとおり可決といたします。

引き続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、報告事項の1番「校内別室学級の設置」につきまして、済美教育センター教育相談担当課長からご説明を申し上げます。

教育相談担当課長 私からは校内別室学級の設置について、ご報告いたします。

都内公立小中学校における不登校児童・生徒数の増加及び一人ひとりの支援ニーズの高まりを受け、東京都教育委員会が区市町村教育委員会を対象として、校内別室指導教員配置事業を実施し、域内の中学校に校内別室学級を設置する自治体を募集いたしました。

区教育委員会といたしましては、本事業の実施により校内別室学級を設置することが本区の不登校支援の充実につながると考え、申請を行いました。

この度、都教育委員会から本申請の内諾を受けたため、本事業における校内別室学級の設置について、ご報告いたします。

まずは、校内別室指導教員配置事業について、ご説明いたします。本事業は、不登校生徒が安心して学校生活を送ることができるような、ゆ

とりある生活時程を実現し、不登校生徒の実態に応じた支援を行うことを目的とした校内別室学級を設置する都教育委員会の事業でございます。

都教育委員会は学級編成基準により、区市町村教育委員会が設置する校内別室学級の教員を配置するとともに、教室整備に係る費用を補助いたします。

本区設置中学校は、高井戸中学校でございます。高井戸中に設置する理由は、今年度・昨年度と教育相談コーディネーターパイロット校として、校内の組織的な教育相談体制の構築に取り組むとともに、高井戸チャレンジルームという校内の居場所の設置にも積極的に取り組んでいたためです。加えて、その高井戸チャレンジルームが体育館横の別棟にあり、不登校生徒が安心できる環境を構築しやすい点もございました。

以上のような理由で、高井戸中で申請を行いました。ちなみに、都教育委員会は都内10校の中学校に設置を予定しております。

次に、校内別室学級で行われる活動や入級の手続についてでございます。別紙資料「校内別室学級『T C C』入級案内」をご覧ください。

ゆとりある生活時程とは、時間割の例にあるように、1時間目の始業を9時半にし、下校も15時にすることで、不登校生徒が無理なく登校、学習できるようにいたします。

ただ、不登校支援は、本人が希望する学び方に応じた支援が重要なため、この時間割を基本としながら本人と相談して決めていきます。この時間以上に学ぶ意欲が高まれば、通常の学級との交流事業を行うなど支援を広げていきます。

また、正規の教員が校内別室学級の担任となり、高井戸中の教員とともに連携しながら授業を行います。また、高井戸中の養護教員やスクールカウンセラー等も生徒の支援に関わります。

別紙資料の裏面をご覧ください。本学級の対象は、4月の開設時点では高井戸中在籍の生徒の中で不登校傾向の生徒となります。本人と保護者の希望があった際、体験入級や面談を通して丁寧に入級の意向を確認していき、入級審査会を経て入級となります。

最後に、今後の予定でございます。3月に都教育委員会により正式決定がある予定です。4月に高井戸中学校在籍生徒を対象として開設した後、9月には対象を区内全中学校生徒に拡充する予定でございます。高井戸中学校以外の生徒を受け入れる際は、高井戸中に転学となります。

以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がございましたらお願いをいたします。

久保田委員 今回の校内別室学級の設置が正式に決まったということで大変よかったなと思っております。先月の杉小P協や杉中P協の役員さんとの懇談会の中でも、やはり不登校支援、不登校対応、その取組について各学校でいろいろな悩みや、あるいは取組が始まっているということも聞いておりましたが、今回まさに高井戸中学校において正式に学級の設置が決まったということで、これは一歩前進かなと思いました。

今回の高井戸中については4月からスタートなのですが、実際に生徒数ですね、それから教員の配置の数とか、その辺はどんなふうになっているのか教えていただければと思います。

教育相談担当課長 まず、4月開設に向けて各学年、新1年生・2年生・3年生、学級に1名以上在籍というのが加配の条件でございます。現在その手続を進めており、1名以上の意思確認をとっております。ですので、高井戸中の今の学級規模でいいますと、3学級が増になりますので、プラス1の4名加配がございます。ただ、その4名だけでは全部の教科を教えることができませんので、通常の学級の教員が協力しながら子どもたちの学びを支えていくということになります。

久保田委員 ありがとうございます。

庶務課長 ほかに、いかがでしょうか。

對馬委員 子どもたちの学びの選択肢といいますか、それが増えるということは大変いいことだと思うのですが、恐らく、これは中学校なので、保護者の方からすると次に進学ということも非常に興味があるというか、だと思うのです。この一日の流れの例を見ても、いろいろな教科がここに書かれています。ここに在籍して、毎日ではないかもしれませんが、頑張っって勉強していくことで履修が十分になり、また出席日数とかも十分にカウントされて、高校に進学するという希望が割と確実になってくるのか、そういうふうに捉えて大丈夫なのではないでしょうか。

教育相談担当課長 進学につきましては、今現在も都の書類の中に出欠席の日数等を書く欄はございませんので、この学級にというところで

何か通常の学級と変わることはございませんので、進学に向けてもいい学びになるように努めていきたいと考えております。

庶務課長 ほかに、いかがでしょう。

伊井委員 一つの学びの機会として設置されるというのは、ありがたいことだと思います。9月から区内全域に広げた場合に、1点目は、ご本人がどういうふうに高井戸中学へ登校するのかということと、収容の可能性というあたりはどうかのかなということと、また、来られなくなった場合の対応とかも、きめ細やかにご対応いただけるのかなということをお尋ねできたらなと思います。

教育相談担当課長 高井戸中ではない中学校からもし転学して入級になった場合の通学の仕方ですが、やはり基本的には徒歩及び公共交通機関と考えております。安全を考えて自転車での通学はなしと考えております。

また、どこまで受け入れるかということですが、一応学級設置に係る基準等は、通常学級と同じ40名まで受入れ、もし40名を超えたら二学級目というような考え方ですが、不登校支援ですので、集団での学びがなかなか難しいお子さんが来ると考えると、何人が適正というのは環境を見ながらになります。そこも今後の状況を見ながら、いい学びになるように考えていきたいと考えております。

3点目が、来られなくなった場合ですが、まずは正規の教員が加配されるというところで、より今までの学校の不登校支援よりも、きめ細かくやれると考えておりますので、その方法も含めて、より充実させていきたいと考えております。

伊井委員 ありがとうございます。軌道に乗ったり、回っていくのに様々なご相談もあるでしょうし、その状況のご配慮も必要かと思えますけれども、これによって、また子どもたちの将来が少しずつでも広がっていけばいいなと思います。どうぞよろしく願いいたします。

庶務課長 ほかに、いかがでしょうか。

教育長 正式にこういった制度で教員が張られる学級ができてというお話で、とてもいいことだと思います。いくつか聞きたいのですが、先ほどのご説明で3クラス4名の教員が張られる、この3クラス、いわゆる学級ですよ、この学級は高井戸中の学級数に含まれるものなのか、別のものなのかというのが1点目。

それから、そこに当然4名の教員が来るということなのですが、それは高井戸中に教員が来て、校長が割り振るものなのか、東京都から、ここの学級の指定で来るものなのか、その辺。

そもそも教員が足りないという中で、これが本当に来るのかという不安もあるのですが、来ないからといって、例えば初任者が張られても困るわけではないですか、非常に経験のない中で。その辺りというのは、どうなっているのですか。

教育相談担当課長 まず学級数ですが、通常の学級にプラス3学級という考え方で教員も加配されているので、通常学級にプラス3学級という考え方です。

人事につきましては校長が、加配された4名も含めて、どこの学級にするかというのは校長の考えで決まります。

また、加配がしっかり行われるかについては、現在何か難しいというところは聞いておりません。以上でございます。

教育長 そうすると、例えば3学級プラスになるということは、今後例えば養護教諭が2枚張りという学級数になる可能性も出てくるわけではないですか。3学級増えるというのは相当な話であって。そういうことも考えられるということですよ。通常級の方が増えてきて、校内別室学級が3から増えるということは難しいかもしれないけど、養護教諭2人ということも考えられるということでした。

校長が張るということは、でも、何の教科が来るか分からないので、東京都から来るのは。例えば張りたいけど、これは通常学級に回さないといけないから、例えば初任が4人のうち2人ということもあり得るということですよ。あり得ないですか。

教育人事企画課長 教科については、校長が必要な教科を要請して配置をするのですが、その中に初任者が複数名入る可能性も、もちろんあります。

教育長 もし初任が、例えばこの中に2人ぐらい入ったとき、1人ぐらいならまだいいかもしれないけど、フォロー体制というのを作ってあげないと厳しいかなと思いますので、よろしくお願いします。

庶務課長 ほかに、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、ないようでございますので、報告事項1番につきましては以上とさせていただきます。本日の報告事項は以上でございます。

教育長 それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

庶務課長 今後の教育委員会の開催予定でございますけれども、3月前半につきましては、区議会のスケジュールの関係がございますので、休会とさせていただきます。次回、教育委員会の定例会につきましては、3月27日水曜日、午後2時から予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

教育長 それでは、本日の教育委員会を閉会いたします。